

きます。お気軽にご相談ください。

なお、『配偶者暴力相談支援センター』として、配偶者などからの暴力の相談・心理カウンセリング(事前電話予約)も受け付けています。一人で悩まずに婦人相談所へ相談するか、身の危険を感じる場合などは、お近くの警察署へご相談ください。

【問い合わせ先】

鹿児島県婦人相談所

TEL 099-222-11467

春の農作業事故ゼロ運動

4月は、『春の農作業事故ゼロ運動月間』です。

農業機械利用による農作業事故を防ぐため、次のことに注意し、安全に心がけましょう。

●ゆとりをもった無理のない農作業をしましょう。

●機械や作業場所の整備・点検を事前に行いましょう。

また、農作業中における機械の整備・点検の際も、必ず主電源およびエンジンを止めてから行いましょう。

●ほ場への進入路や段差には十分注意し、転落・転倒しないよう心ましましょう。

●一般道路での走行では、低速走行や一時停止などにより他の車両に十分注意しましょう。また、安全

のため反射材などを付けましょう。

●農作業中の安全を確保するため、明るいうちに、複数の人で作業しましょう。

●農作業に出かける前に、家族などに一声掛け、所在などを明らかにしましょう。

『安全点検怠らず』

毎日愉快に 農作業

【問い合わせ先】

県庁経営技術課

TEL 099-286-3155

子どもの安全を守る 『子ども110番の家』

警察では、通学路や公園周辺にある商店主の方などに『子ども110番の家』を委嘱し、声かけなどの危険な目にあつて、駆け込んできた子どもを保護したり、警察への通報をお願いしています。

家庭では、子どもが危険な目に遭わないために、お子さんと次のことを約束しましょう。

●友だちと一緒に通学します。

●遊びに行くときは必ず、親に行き先を伝えます。

●道草はしません。

●知らない人には絶対について行きません。

●危険な目にあつたら大きな声で助けを呼びます。

【問い合わせ先】

県警生活安全企画課

TEL 099-206-0110

かごしま遊楽館開館10周年

『かごしま遊楽館』は、平成7年に東京の有楽町にオープンし、来たる5月30日(月)に、10周年の節目を迎えます。

1階は焼酎や揚げたてのさつまあげなど特産品の販売と観光案内、2階は黒豚しゃぶが自慢のレストラン、3階は工芸品の展示・販売、また、県内中小企業の首都圏における営業活動拠点を提供する『ビジネスサポートセンター』も併設しています。9階ではU・イターンや新規就農相談を行うなど、『かごしま遊楽館』は、首都圏における情報の受信・発信の拠点として、さまざまな活動を展開している鹿児島県の施設です。

東京にいながら鹿児島を味わえる

場として、また、鹿児島から上京される際のおみやげ調達の場としてもご利用いただいています。

みなさま方のふるさとをPRする場としてもご利用ください。

10周年を迎え、ますます元氣な『かごしま遊楽館』を今後ともよろしくお願ひします。

【問い合わせ先】

かごしま遊楽館

TEL 03-3506-9177

5月5日(木)こどもの日

5月11日(水)は『児童福祉週間』

近年、都市化や少子化など社会経済環境が目まぐるしく変化する中で、青少年の非行や不登校、また児童虐待や家庭における育児不安の増大など、子どもや家庭におけるさまざまな問題が深刻化しています。

『こどもの日』は、子どもの健やかな成長を願う日です。また、この日をはじめとする一週間は『児童福祉週間』と定められ、子どもや家庭に関する意識啓発を図る期間とされています。

未来からの大切な預かりものである子どもたちが、心豊かに、たくましく成長できるような社会や環境について、『児童福祉週間』をきっかけに考えてみましょう。

■平成17年度『児童福祉週間』標語

ちがうみんな ちがう夢

おんなじ大きな未来

【問い合わせ先】

県庁児童福祉課

TEL 099-286-12766

自動車税のグリーン化税制

グリーン化税制とは、地球温暖化・大気汚染防止の観点から、排出ガス性能および燃費性能の優れた自動車は税額を減額(軽減)し、新車新規登録から一定年数を経過した自動車は税額を増額(重課)す

る制度です。

●自動車税が減額(軽減)される自動車

平成17年度については、平成16年4月から平成17年3月末までに新車新規登録した低公害車(ハイブリッド車を除く)や、低燃費車で、かつ、低排出ガス認定車が軽減の対象となり、税率はおおむね25%から50%減額されます。

なお、平成14年4月から平成16年3月までに新車新規登録し、平成16年度に軽減されていたものについては、平成17年度から軽減の対象外となりますので、ご注意ください。

●自動車税が増額(重課)される自動車

新車新規登録から11年を経過したディーゼル車や、同じく13年を経過したガソリン車(LPG車を含む)については、おおむね10%を増額します。(増額は対象車が抹消登録され、課税対象外となるまで)

【問い合わせ先】

県自動車税管理事務所

TEL 099-261-5611

●3月号の訂正とお詫び

広報おおさき3月号6ページに掲載した『明るい選挙啓字コンクール』で、名前(13行目)に誤りがありましたので、お詫びし訂正いたします。

(誤) 稲付涼帆さん
(正) 稲村涼帆さん